

議 員 協 議 会

令和 5 年 5 月 30 日
委 員 会 室

1 開 会

2 理事者報告

西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画（案）地区説明会での
対応等について

3 第96回6月定例会の運営等について

(1) 議会運営委員会委員長報告

(2) その他

3 その他

令和5年5月30日

議員各位

議会運営委員長

令和5年5月23日議会運営委員会の概要について（報告）

去る5月23日に開催しました議会運営委員会の内容につきまして、下記のとおり概要をまとめましたので、御確認くださいようお願い申し上げます。

記

1 協議事項

(1) 「第96回6月定例会の運営等について」

ア 定例会の日程等について

(ア) 日程

- | | | |
|----------|------------|------------------------------------|
| 5月30日（火） | 午前9時30分から | 議員協議会 |
| | 午前10時00分から | 本会議（第1日） |
| | | 《本会議終了後、資料請求打合せ》 |
| 31日（水） | 正午 | 議案質疑通告締切・定期監査結果報告書に対する質疑通告締切 |
| 6月2日（金） | 午前10時00分から | 本会議（第2日） |
| 5日（月） | 午前9時30分から | 総務産業常任委員会 |
| 8日（木） | 午前9時30分から | 文教民生常任委員会 |
| 9日（金） | 午前9時30分から | 予算常任委員会 |
| 12日（月） | | 委員会予備日 |
| 13日（火） | 正午 | 一般質問通告締切 |
| 15日（木） | 正午 | 討論通告締切 |
| | | （一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催） |
| 20日（火） | 午前9時30分から | 議員協議会 |
| | 午前10時00分から | 本会議（第3日） |
| 21日（水） | 午前10時00分から | 本会議（第4日） |
| 22日（木） | | 予備日 |
| 23日（金） | 午前9時30分から | 議会運営委員会 |

(イ) 会期

5月30日（火）から6月22日（木）までの24日間

イ 西脇市議会基本条例の一部改正について

⇒ 議会報告会の見直しに伴う改正 ➡ 了承

本会議第1日に広報広聴特別委員長から提案説明 → 質疑 → 委員会付託省

略して討論、採決

〔関連：同様の理由により「西脇市議会基本条例（解説付）」「西脇市議会報告会実施要綱」の改正 ➡ いずれも了承〕

ウ その他 「兵庫県功労者表彰の伝達の取扱いについて」

➡ 議員として表彰を受ける際は全て、議場で中継を行う形で伝達を行う。

(2) その他 「オンライン予算広聴会の在り方について」

○ 広報広聴特別委員会協議結果

- ・参加者が2年連続で同一の1名のみ
- ・市民にとってオンライン議会報告会以上に敷居が高いのではないか。
- ・予算書の配布から開催までの期間が非常に短く、議員が事業内容を習得できていない。
- ・多くの参加者を見込めない。
- ・負担が大きい割には成果に結びついていない。

⇒ 継続実施は厳しい

○ 上記の報告を受けての議会運営委員会での意見等

- ・2回の結果により即座に中止を決定するのではなく、改善を加えて再度実施した上で判断すべき
- ・改善案として「ハイブリッド型方式での実施」「対象を提案事業のみではなく、予算全体の視点で、市民が気づいた点を含める」
- ・議会運営委員会が広報広聴特別委員会へ協議を依頼した件であり、広報広聴特別委員会の結論を尊重すべき

➡ 継続審議

会派等での検討を踏まえ、9月頃を目途に議会運営委員会で最終結論を出す。

西脇市議会基本条例（解説付）の一部改正

西脇市議会基本条例（解説付）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議会報告会)</p> <p>第18条 議会は、第15条に規定する基本原則の実効性を高める方策として、別に定めるところにより市民に対する議会報告会を開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会活動の改善を図るものとする。</p> <p>2 議会報告会は、議会の審議経過及び議決結果の報告だけでなく、市政全般について市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かすものとする。</p> <p>【解説】</p> <p>1 市民参加と情報公開の基本原則の実効性を確保するため、平成22年度から実施している議会報告会に関することを規定し、市民への報告と意見交換を行うことを明文化しています。</p> <p>2 議会報告会に関することは、西脇市議会報告会実施要綱で定めます。</p>	<p>(議会報告会)</p> <p>第18条 議会は、第15条に規定する基本原則の実効性を高める方策として、別に定めるところにより市民に対する議会報告会を原則として年2回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会活動の改善を図るものとする。</p> <p>2 議会報告会は、議会の審議経過及び議決結果の報告だけでなく、市政全般について市民との意見交換を行い、議会の運営改善、政策提言等に生かすものとする。</p> <p>【解説】</p> <p>1 市民参加と情報公開の基本原則の実効性を確保するため、平成22年度から実施している議会報告会に関することを規定し、市民への報告と意見交換を行うことを明文化しています。</p> <p>2 議会報告会に関することは、西脇市議会報告会実施要綱で定めます。</p>

西脇市議会報告会実施要綱の一部改正

西脇市議会報告会実施要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>2 開催時期 報告会は、<u>定例会会期中を除き、通年で開催するものとする。</u></p> <p>6 会場等 (1) 各班が担当する<u>団体等</u>は、広報委員会において決定する。 (2) 報告会の日程及び会場については、<u>班の代表者が団体等と協議し決定する。</u></p> <p>8 配布資料 報告会の配布資料は、<u>各班において適宜準備するものとする。</u></p> <p>9 成果・効果報告等 (1) 報告会の成果・効果等の報告は、<u>議会だよりに掲載するものとする。</u> <u>(2) 班会議により重要案件と判断した意見・提案等は、該当する常任委員会に提出するものとする。</u> (削る) (削る) (削る)</p>	<p>2 開催時期 報告会は、<u>3月及び9月定例会終了後、2月以内に開催するものとする。ただし、市議会議員改選の年にあつてはこの限りでない。</u></p> <p>6 会場等 (1) 各班が担当する<u>地区</u>は、広報委員会において決定する。 (2) 報告会の日程及び会場については、<u>班の代表者が自治会等の代表者と協議し決定する。</u></p> <p>8 配布資料 報告会の配布資料は、<u>共通とする。ただし、必要がある場合は、各班において適宜準備することができる。</u></p> <p>9 成果・効果報告等 (1) 報告会の成果・効果等の報告は、<u>報告会終了後、班の代表者が広報委員会委員長に文書により報告するものとする。</u> (2) <u>広報委員会委員長は、前号の報告を取りまとめ、報告書を作成し、議長に提出するものとする。</u> (3) <u>前号の報告書は、議会だより、ホームページ等に掲載するものとする。</u> (4) <u>要望・提言等（議会に関するものを除く。）で、特に議長が必要であると認めるものは、各班の代表者による協議を経て、議長が取りまとめの上、市長に書面で報告するとともに地区区長会代表者へも報告するものとする。</u> (5) <u>前号の報告に対する市長からの回答については、議長において取りまとめ、文書により地区区長会代表者及び報告会開催自治会等に報告するものとする。</u></p>

附 則

この要綱は、令和5年5月30日から施行する。

議事日程（第96回西脇市議会定例会第1日）

令和5年5月30日

午前10時開会

日程	議案番号	件名	提出者
第1	—	会議録署名議員の指名について	—
第2	—	会期の決定について	—
第3	議案第39号	西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
	議案第40号	西脇市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
第4	議案第41号	西脇市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第42号	令和5年度西脇市一般会計補正予算（第2号）	〃
	議案第43号	令和5年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
	議案第44号	令和5年度西脇市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
第5	議案第45号	人権擁護委員の候補者の推薦について	〃
第6	議案第46号	財産（企業誘致事業用地）の無償譲渡について	〃
第7	委員会提出 議案第4号	西脇市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	広報広聴 特別委員長
第8	—	文教民生常任委員会の特定所管事務調査の報告について	文教民生 常任委員長

西脇市議会議長 林 晴 信

地方自治法の規定による出席者名簿（常時出席者）

（地方自治法第121条の規定により説明のため西脇市議会に出席を求める者）

令和5年6月

職 名	氏 名
市 長	片 山 象 三
副 市 長	藤 原 良 規
教 育 長	笹 倉 邦 好
技 監	古 川 雅 一
市 長 公 室 長	早 崎 育 子
都 市 経 営 部 長	渡 辺 和 樹
総 務 部 長	藤 井 隆 弘
福 祉 部 長	伊 藤 景 香
くらし安心部長	萩 原 靖 久
産業活力再生部長	戸 田 雅 人
建設水道部長	伊 藤 和 英
西脇病院事務局長	上 田 哲 也
教育管理部長	高 橋 芳 文
教育創造部長	足 立 英 則

事 務 報 告

令和5年4月25日（第95回西脇市議会臨時会）以降の西脇市議会事務処理概要は次のとおりです。

記

令和5年

- 4月25日
 - ・ 議員協議会
 - ・ 第95回西脇市議会臨時会
 - ・ 総務産業常任委員会
 - ・ 予算常任委員会
- 29日
 - ・ 頼政祭に正副議長ほか議員多数出席
- 30日
 - ・ メーカー北播地区統一大会に議長出席
- 5月2日
 - ・ 西脇市連合区長会行政懇談会に議長出席
- 3日
 - ・ 飛田安兵衛翁顕彰祭に議長出席
- 8日
 - ・ 議員協議会
- 10日
 - ・ 淡路市議会行政視察のため来訪
- 12日
 - ・ 西脇市民生委員児童委員連合会総会に議長出席
- 13日
 - ・ 西脇市消費者協会総会に議長出席
- 15日
 - ・ 総務産業常任委員会
- 16日
 - ・ 文教民生常任委員会
 - ・ 議員協議会
- 17日
 - ・ 熊本県玉名市議会行政視察のため来訪
- 19日
 - ・ 西脇市連合区長会総会に議長出席
 - ・ 兵庫県市議会議長会事務局長会に局長出席
- 23日
 - ・ 議会運営委員会
 - ・ 北播政経懇話会（加西市）に議長出席
- 24日
 - ・ 岐阜県郡上市議会行政視察のため来訪
- 25日
 - ・ 西脇市老人クラブ連合会総会に議長出席
- 26日
 - ・ 兵庫県市議会議長会総会に副議長、局長出席
- 27日
 - ・ 西脇市花と緑の協会総会に副議長ほか議員多数出席
- 28日
 - ・ 青野原駐屯地創設47周年記念行事（小野市）に正副議長ほか議員多数出席
- 29日
 - ・ 全国自治体病院経営都市議会協議会定期総会（東京都千代田区）に議長、局長出席
 - ・ 西脇市保健衛生推進委員会総会に副議長出席

受理した陳情書一覧表

西脇市議会において、第95回西脇市議会臨時会以降受理した陳情書は、次のとおりです。

受理番号	受理月日	件名	提出者	所管委員会
陳情第1号	R 5. 5. 1	保育所・認定こども園の0歳児から2歳児の保育料の無料に関する陳情書	個人	文教民生
陳情号外	R 5. 5. 9	子どものために保育士の配置基準を引き上げるよう、国に対して、意見書の提出を求める陳情書	兵庫県保育所運動連絡会	—
陳情号外	R 5. 5. 16	国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書	インボイス制度を考えるフリーランスの会	—

委員会提出議案第4号

西脇市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和5年5月30日

西脇市議会広報広聴特別委員会
委員長 村岡栄紀

(理由)

議会報告会の在り方を見直し、市民の声をさらに議会活動に反映させるため。

西脇市議会基本条例の一部を改正する条例

西脇市議会基本条例（平成24年西脇市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議会報告会) 第18条 議会は、第15条に規定する基本原則の実効性を高める方策として、別に定めるところにより市民に対する議会報告会を開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会活動の改善を図るものとする。 2 (略)	(議会報告会) 第18条 議会は、第15条に規定する基本原則の実効性を高める方策として、別に定めるところにより市民に対する議会報告会を <u>原則として年2回以上</u> 開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会活動の改善を図るものとする。 2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特定所管事務調査報告書

事件名「ICTを活用した教育の在り方について」

令和5年5月

文教民生常任委員会

委員長	東野 敏弘		
副委員長	高瀬 洋		
委員	藤原 秀樹	藤原 哲也	
	高瀬 弘行	吉井 敏恭	
	村岡 栄紀	林 晴信	

1 はじめに—特定所管事務調査の目的—

国の進めるGIGAスクール構想は、Society5.0の時代を生きる子どもたちのために、「個別最適化され、創造性を育む学び」を実現させることを目的としている。

そのため、1人1台の学習用端末（タブレットやパソコンなど）と、クラウド活用（学習ツールなど）を前提とした「高速・大容量ネットワーク環境」を学校に2023年度までに整備する計画であったが、新型コロナウイルスの感染拡大により前倒しになり、ハードウェアの整備が2020年度中にほぼ完了した。

西脇市においても、令和2年12月に1人1台のタブレットが市内の全小中学生に配布された。当初、3か年計画だった期間が1年半に短縮され、教育現場において様々な取組とともに問題点・課題も出てきていると考えられる。特に、学校間・教職員間・家庭間格差を踏まえ、対策を講じる必要があると考える。

文教民生常任委員会として、西脇市内4中学校・8小学校の教育現場におけるICTを活用した教育の現状と課題を把握し、先進地の視察をする中で、西脇市における適切なICTを活用した教育の在り方について調査研究する。

2 特定所管事務調査に取り組んできた日程

- 令和4年1月13日 文教民生常任委員会
- 令和4年2月1日 文教民生常任委員会
- 令和4年4月3日 文教民生常任委員会課題懇談会（こどもの未来を想う会）
- 令和4年4月6日 文教民生常任委員会
- 令和4年5月20日 文教民生常任委員会行政視察（西脇南中学校）
- 令和4年5月23日 文教民生常任委員会行政視察（楠丘小学校）
- 令和4年6月14日 文教民生常任委員会協議会
- 令和4年7月5日 文教民生常任委員会
- 令和4年8月9日 文教民生常任委員会協議会
- 令和4年10月3日 文教民生常任委員会行政視察（岐阜県多治見市）
- 令和4年10月13日 文教民生常任委員会行政視察（兵庫県芦屋市）
- 令和4年11月8日 文教民生常任委員会協議会
- 令和5年1月19日 文教民生常任委員会協議会
- 令和5年1月31日 文教民生常任委員会行政視察
（芳田小・重春小・西脇南中・西脇東中）
- 令和5年2月7日 文教民生常任委員会
- 令和5年3月7日 文教民生常任委員会協議会
- 令和5年4月4日 文教民生常任委員会

3 調査方法・内容

(1) 調査方法

- ア 学校訪問や授業参観を通じ現状を把握した上で、教職員・ICT支援員、保護者等に対する聴き取りを行う。
- イ 先進地視察を行い、課題解決に向けた調査を行う。
 - ・児童生徒1人1台のタブレットの活用状況と課題
(活用状況、タブレットの保管や持ち帰りルール、オンライン学習)
 - ・デジタル教科書の活用をはじめ教材化の工夫
(活用教科や分野、学習効果等)
 - ・教職員のICT教育に関する研修
(教職員の研修状況、外部のサポート体制等)

(2) 調査内容

- 西脇市のICT教育の現状を知り、課題を明らかにする。
 - ・市内小学校、中学校の取組(学校での授業参観を行う。)
学校間の格差や教職員間の活用格差を含め調査する。
 - ・ICTの活用状況(活用教科や分野)
 - ・タブレットの保管や持ち帰りのルール
 - ・家庭での活用、保護者の意見も聞く。
 - ・教材の調査と活用状況(計画含む。)
 - ・教職員の研修状況
 - ・外部のサポート体制の在り方(ICT支援員のサポート体制)

4 西脇市のICTを活用した教育の現状

- ・西脇市においては、令和2年中に1人1台のタブレットが貸与され、令和3年度から、本格的にICTを活用した教育がスタートした。
- ・タブレット学習用ソフトは、ベネッセのミライシードを活用している。また、デジタルドリルを活用し、家庭学習に役立てている。
- ・全児童生徒を対象としたオンライン授業は、学校の臨時休業がなかったことから市内全校で実施していないが、欠席した児童生徒向けのオンライン授業は全校で実施済みである(ただ、対面授業が原則であり、対面授業ができない場合に活用するとのこと。)
- ・通信トラブルは、当初よく起こっていたようだが徐々に解消されている。
- ・フィルタリング規制が厳しく、調べたいページに到達できない現象が度々起こるとの保護者の指摘があること、タブレットの充電の課題があるようである。
- ・ICT支援員は、今年度当初はベネッセ派遣の3人のみであったが、10

- 月から西脇市の会計年度任用職員として2人を採用し、ベネッセ派遣の5人と各校の支援に回っている。結果、ICT支援員の各校への支援は年度初め月2～4回であったのが、10月からは、月4～8回になった。
- ・GIGAスクールサポーターは、現在配置しておらず、学校への技術的支援は10月から市の情報推進課と連携して行っている。
 - ・保護者に対して、PTA主催のインターネットトラブル防止の講演会は開催されているが、GIGAスクール構想の理解をしていただく機会は学校便り等で周知を図っているものの、十分ではない。
 - ・市内生徒会の合同会議や富良野市の小学校との合同授業等にオンラインが活用されている。
 - ・楠丘小学校では、毎週月曜日の朝礼を校長室から発信するオンライン朝礼を行っている。
 - ・市内全校で授業等のオンライン配信が実践できるよう、補正予算でカメラ等購入費を予算化し、9月上旬に配備が完了している。
 - ・教職員のスキルアップを図り、ICTを活用した授業実践を蓄積し、共有する取組を進めている。
 - ・西脇市教育委員会の中にICT教育の専門職員を配置できていないが、ベネッセや県立教育研修所等と連携をしながら、指導力の向上を図っている。しかし、視察先の多治見市や芦屋市のような蓄積された取組には至っていない。

5 先行自治体の状況

視察で訪問した先行自治体と参考となるポイント

	岐阜県多治見市	芦屋市
人口	107,206人	95,485人
面積	91.3km ²	18.5km ²
学校数	小学校13校 中学校8校	小学校8校 中学校3校
視察先として選んだ理由	学校情報化先進地域を目指し、各学校で情報化優良校を申請中	本市と同じベネッセのミライシードを使っている
ICT教育の特徴や参考となったポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会内の教育研究所（3人の正規職員）と経験豊富な元管理職のICT教育推進員3人を中心に、ICT教育の推進が図られている。 ・個人研修として、休業中や空き時間、放課後を活用してICT教育推進員が講師として対応している。 ・教師用の「ICT活用ガイドブック」を毎年作成している。 ・参観日等を利用して、保護者への勉強会も実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内のサーバーの運用状況はクラウドで見れる。（よく使われている支援ソフト等の運用状況が見れる） ・月2回ICT支援員が集まり情報共有している。 ・ICT活用事例集を作成し、市内の学校で水平展開している。 ・iPadは電池持ちが良いので、週2回程度、家庭で各自が充電している。 ・一般研修、夏季研修、新人研修などで職員のスキルアップを計画的に行っている。 ・教育文化センターが中心となり、ハード、ソフト両面のサポートを行っている。

6 提案すべき事項

- (1) ICT教育支援の更なる充実を目指して
 - ・ICT教育を進める上で、小中学校や大規模校・小規模校の違い、進捗度の違いから、学年単位や科目単位でのグループ学習・情報共有などの面で支援を必要とする内容が異なる部分があると考え。そのため、各校の実態に応じたきめ細かな支援が必要である。
 - 夏季休暇や放課後等を活用した教職員研修
 - ICT支援員による定期的な教職員研修
 - 横断的な市内の小中学校勉強会の計画や開催支援
 - ・ICT支援員の配置や派遣回数、派遣時間等も工夫する必要がある。
- (2) タブレットの持ち帰りについて、統一した方向付けが必要
 - ・タブレットの持ち帰りについては、小学校・中学校においても異なる部分があり、家庭学習を考えると各校の自主的な判断が基本であると考え。しかし、西脇市の児童生徒が共通して獲得すべきICTスキルやICTを活用した能力を考えると、一定の基準が必要ではないかと考える。また、ICT教育やタブレットの活用について、家庭学習をスムーズに進める上でも保護者のICTリテラシーへの理解を得る取組も必要と考える。
- (3) 教育委員会の体制強化が必要
 - ・小中学校や大規模校・小規模校において、ICT教育を進める上での要望・課題は異なる。そのため、各校からの声（トラブルシート）を分析し、教育委員会として対応する必要がある。
 - 教育委員会内にサポート相談窓口を設置し、トラブル情報を集約し、各校へ情報提供を行い、情報の共有化を図る。相談業務などに対応できる部署の設置、あるいは人材配置を行う必要がある。
 - 集約されるトラブル情報の解決には、システムの活用方法に工夫が必要なもの、教育効果を高めるため教材の改善や教職員のスキルアップが必要なもの等があるため、これらを踏まえた教育委員会の体制の強化を図る必要がある。
- (4) ICT教育の実践事例集のデータベース化を進める。さらに授業の実践動画を配信できるようにする。
 - ・現場の教職員は、ICT教育の実践を日々悪戦苦闘しながら行っている。先進的な事例を簡単に入手でき実践に生かせるようにできたり、先進的な授業の動画を簡単に見ることができることにより、自分の教育実践に生かしやすくなると考える。そのため、ICT教育の実践事例集のデータベース化を進め、更に授業の実践動画を配信できるようにすることが

必要である。

(5) 今後のパソコン・設備の更新

- ・現在、西脇市の小中学校で活用しているタブレット（Windows）・ICT機器の更新の時期を迎える際、先進地の取組を参考にしながら、十分に検討されること。

(6) 小中学校における児童生徒のICTクラブの創設について

- ・児童生徒のICT活用技術の向上は、興味関心の強さによって大きく異なる。ICTに興味関心の深い児童生徒は、基礎的な事柄をマスターすれば、自主的に学びを深めていくと考えられる。
- ・そのため、授業中、教職員の与える課題を早く終了した児童生徒に対し、読書やドリル等、次にすることを考えておくべきである。
- ・また、各校において、課外活動として「ICTクラブ」の創設をすれば、ICTの分野で将来大きく羽ばたく児童生徒が生まれるのではと考える。「ICTクラブ」の指導には、ICTに詳しい地域のスクールサポーターに協力いただくことを提案する。

7 結びに

今回の特定所管事務調査事件における提言は、文教民生常任委員会として1年間精力的に取り組んできたものである。

西脇市においては、全国的な展開と同様に令和2年12月に1人1台のタブレットが市内の全小中学生に配布された。当初、3か年計画だった期間が1年半に短縮され、教育現場において様々な取組とともに問題点・課題も出てきていたが、教育委員会・学校現場の取組によって、徐々に改善されてきていると思われる。

本年1月末に行った市内小中学校の視察では、昨年5月に視察を行った時点に比べ、児童生徒のタブレット活用がスムーズであったこと、タブレットの充電等機器の取扱いの不具合が改善されていた。

ICT教育は、学校間・教職員間・家庭間格差を生みやすい面があり、各校の実態に応じたきめ細かな支援が必要であることに留意していただきたい。一方、ICT教育は、児童生徒の可能性を大きく伸ばしていく面も併せ持っており、教育委員会・教職員等の取組、スクールサポーター等の協力により大きな成果を上げることに期待している。